

各法人代表者 殿

山梨県中北保健福祉事務所長
(公 印 省 略)

令和5年度介護保険指定居宅サービス事業所集団指導の
実施について（通知）

このことについて、中北保健福祉事務所管内の指定居宅サービス事業所（甲府市所在事業所を除く）を対象とした集団指導を次のとおり実施しますので、貴法人内の対象事業所管理者等の参加をお願いします。

また、標記集団指導については、昨年度に引き続き動画配信サイトを活用した集団指導を実施します。

ついては、5のとおり集団指導説明資料を当事務所ホームページに掲載しますので、各事業所で資料を印刷の上、動画を視聴してください。

なお、実施状況を確認するため、動画視聴後、6のとおり報告をお願いします。

- 1 根拠規定 山梨県介護サービス事業者等指導実施要綱
- 2 日 時 令和5年6月29日（木）～7月12日（水）
- 3 実施方法 山梨チャンネル（YouTube）での動画配信
- 4 内容（予定）

【共通事項】

- ・ 介護サービスの適正な実施について
- ・ 感染症対策等について
- ・ その他

【事業（サービス）別】

- ・ 運営等に関する基準について
- ・ 介護報酬算定の考え方について
- ・ その他

5 説明資料

配信日の前日までに、当事務所ホームページに集団指導説明資料を掲載します。お手数ですが、該当サービスのデータをダウンロード・印刷の上、動画を視聴してください。

掲載ページ：山梨県HPトップ > 組織から探す > 中北保健福祉事務所（中北保健所）
> 介護保険・高齢者福祉（福祉課長寿介護担当） > 事業者情報 > 集団指導

（URL：https://www.pref.yamanashi.jp/ch-hokenf/2023_choju-shudansidou/shudansidou.html）

6 報 告

【期 限】 令和5年7月13日（木）

【方 法】 メールにて下記アドレスあてに別紙確認表を送付

アドレス：ch-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp

7 留意事項

- ・ 配信日の前日までに、各事業所あてに動画視聴に係る URL を記載したメールを送付します。令和5年6月29日時点で URL の確認ができない施設・事業所は当担当までご連絡ください。
- ・ 説明は共通事項と各サービスにわかれています。各施設・事業所に関連する動画を視聴してください。
- ・ 配信内容等に関する質問（人員・運営基準、介護報酬等）については、別紙質問票によりお願いします。原則、FAX 及びメールでの受付といたしますので、電話での問い合わせはお控えください。
- ・ 本通知は各法人あてに発出しています。複数の介護サービス事業所を運営している場合には、お手数ですが、貴法人内の対象介護サービス事業所に当該通知内容のご連絡をお願いします。

〒407-0024 韮崎市本町4丁目2-4
中北保健福祉事務所
福祉課長寿介護担当 若月
TEL：0551-23-3444
FAX：0551-23-3445